

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄、一般質問をさせていただきます。

はじめに国土交通省四国地方整備局や四国四県などで作る吉野川水系水利用連絡協議会は2月20日、少雨による早明浦ダムの貯水率低下を受けて香川県と徳島県を対象に第2次取水制限を始めました。現在、取水制限は終了しておりますが、冬季に2次取水制限を出すのは1996年以来30年振りと言います。

香川県の池田知事は取水制限を受けて「県民の生活や経済活動には自己水源を有効活用することで大きな影響はないと考えている。水を大切に使い、より一層の節水に努めて欲しい」とコメントしております。現在、経済活動だけでなく自分自身の命にも影響を与える異常気象が頻発しております。公用車には現在「節水にご協力下さい」というプレートを付けて走って頂いております。引き続き、情報に敏感になりながら、注意喚起をお願いできればと思います。また、隅岡議員からも言及がありましたが、本日で東日本大震災から15年目の節目となります。昨日も防災の質問がありましたけれども、引き続き震災から学び続ける責任と自覚が必要ではないかと思っておりますので、こちらの方も行政として、よろしくご対応頂ければと思います。では、一般質問では学校給食の無償化と多度津町の移動交通の2点について、質問をさせていただきます。

3月議会冒頭で丸尾町長は施政方針を示されましたが、その中で、学校給食について次のように言及しております。学校給食費について、令和8年度より国は保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として、小学校の給食費を対象に給食費負担軽減交付金を創設し、交付する予定です。それを受け、本町では、令和8年度より町立幼稚園及び小・中学校の園児、児童生徒の給食費無償化を実施してまいります。併せて3歳児以上の保育所及び認定こども園へ通っている幼児の給食費についても補助してまいります。このように言及しております。

小中学校等での給食費の無償化は、本町住民の念願でもあり、住民サービスの向上に直結する快挙ではないかと思っております。そこでこの4月からの制度導入について、幾つか質問させていただきます。

まず、最初の質問です。あとひと月もすれば新学期が始まりますが、導入に向けたスケジュールについてお示し下さい。

教育総務課長（池田 友亮）

氏家議員の導入に向けたスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では令和3年度から学校給食費を公会計化しており、町の一般会計から善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センターに給食費を支払い、保護者の皆様には食材料費分を町に納入して頂く仕組みとなっております。

無償化の実施にあたっては、3月の定例教育委員会において給食費に関する規則等を改正し、保護者から給食費を徴収しないこととする予定のため、保護者の皆様には学校給食費無償化のために新たな手続の必要性はありません。

ただし、従来より実施している新入生及び新入園児の保護者の皆様を対象とした「給食申込書」や「アレルギー調査書」の提出については、実際に給食を喫食するために就学前健康診断や入学説明会等の機会を活用し、提出をお願いしております。

新年度直前とはなりますが、本定例会でご審議頂いたのち、保護者連絡システム「すぐーる」を通じて、改めて保護者の皆様への周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

導入に向けて残された時間が少ないかと思えますけれども迅速かつ安全に給食費の無償化、議案の審議が終わってからになるかと思えますが、取り組んで頂ければと思えます。そこで、次の質問ですが、本事業の概要についてお示し頂けますでしょうか。

教育総務課長（池田 友亮）

氏家議員の本事業の概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校給食費の無償化においては、自由民主党・公明党・日本維新の会の三党合意に基づき、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、令和8年度に「給食費負担軽減交付金」が新規創設されることが令和7年12月22日に通知されました。なお、本交付金は、あくまでも個人ではなく自治体への支援策であり、国から都道府県を通じて市町村に配分される仕組みとなっています。

対象は小学校段階（公立）の給食に係る食材費で、国が2分の1、都道府県が2分の1を負担致します。支援額は、毎年5月1日に実施される学校基本調査に基づく在籍児童数に基準額である月額5,200円に12か月を乗じた額となっております。令和7年度を例にすると児童数940人のため、53,768,000円が支援される額となります。

本町では、この交付金を活用するとともに県の第3子以降学校給食費無償化事業等を活用し、公立幼稚園及び公立小中学校の園児・児童・生徒の給食費を無償化する予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ひとつだけ再質問させて下さい。県内で、今回この給食費負担軽減交付金を活用して無償化に取り組む他自治体、分かっている範囲でお示し頂けますでしょうか。

教育総務課長（池田 友亮）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

小学校につきましては、今回の国の交付金を使って全市町になるんですけど。中学校において、具体の市町名は除かせて頂きますけども、保護者負担となる1月時点では、3市の中学校はまだで、ただ、それ以降で変わっている可能性がございますけれども調査の時点では3市が中学校の方は保護者負担が残っております。町においてはこれも1月時点なんですけど私が知っている範囲で2町は給食費を無償化するという事は新聞報道で見ましたので、最新の情報ではございませんけども。中学校に関しては一部保護者負担が残る市町がある可能性がございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

中学校まで含めた無償化については、まだ、県内でも及んでいない自治体があるということでは、そういう意味では、多度津町の今回の小中学校の無償化ってというのは本当に大きな事業だと思います。そこで、それに関連する質問になりますが、施政方針では、町立幼稚園、小学校、中学校のほかに、3歳児以上の保育所及び認定こども園へ通っている幼児の給食費についても補助してまいりますと発言がありました。こちらは、どういう風な対応になるのでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の3歳児以上の保育所及び認定こども園へ通っている幼児の給食費についてのご質問に答弁をさせていただきます。

保育所及び認定こども園へ通っている幼児の給食費の補助につきましては、幼稚園児への給食費の補助に合わせて、対象者を町内在住者で町内の保育所及び認定こども園へ通園する幼児で、満3歳に達した日以後の最初の4月分の給食費から補助する予定としております。

補助額につきましても公立幼稚園の給食費の単価（日額270円）を年間給食提供日数で掛けて月数の12で割った金額4,440円を月額補助上限額とする予定です。

保育所や認定こども園の給食費は、主食費と副食費に分けられており、おかげ、牛乳、おやつ等の副食費につきましては、国から基準額（公定価格）が定められており、現在は、一律月額4,900円と定められています。お米やパン等の主食費につきましては、施設ごとに独自に設定できるため、町内の保育施設ごとに金額が違っており、700円から2,000円までの金額が設定されております。

世帯の収入額が、360万円未満で住民税、所得割課税額が57,700円未満の世帯及び第3子以降の児童につきましては、副食費を免除することとなっております。副食費の金額を国2分の1、県4分の1、町4分の1で補助しております。

給食費として、主食費と副食費4,900円ともに負担している世帯の幼児の給食費に対しては、補助上限額の4,440円を補助する予定としております。

副食費を免除することとなっている世帯の幼児の給食費は主食費のみを負担しておりますので、主食費の金額を補助する予定です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

この保育園、こども園等については事業所によって副食費を加えた総額が異なっていると伺っております。そこで、上限が幼稚園並みに合わせられたと伺っているんですが、今回健康福祉課の方で所管しています保育園、認定こども園に対するこの給食の補助についての財源というのは、どうなっているんでしょうか。再質問になります。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今回の給食費の補助につきましては、今のところ充当できる補助金とか交付金とかはございませんので、今のところ、町の一般財源の方から支出する予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

そうしましたら今後、また、子どもに対する支援というのは、思うにおそらく手厚くなっていくと思いますので、積極的な情報収集、また、交付金が開発された時の活用というものを視野に入れながら、是非、今後組織運営をお願いできればと思います。

そこで、次の質問に移りますが、令和8年度は給食費負担軽減交付金を活用して給食費の無償化を実施するという事なんですけれども、次年度以降の継続の見通しというのはあるのでしょうか。

教育長（三木 信行）

氏家議員の令和9年度以降の継続の見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和8年度においては、小学校分については国の「給食費負担軽減交付金」を充て、幼稚園及び中学校に通う第3子以降園児生徒分については県の第3子以降学校給食費無償化事業の補助金をそれぞれ財源として、その他については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を活用する予定です。

令和9年度以降については、国の「給食費負担軽減交付金」及び「香川県の第3子以降学校給食費無償化事業の補助金」は継続される見込みですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については現時点では未定となっております。

よって、不足分については、一般財源を充てる必要がある可能性があります。

そのため、義務教育である中学校の給食費については、小学校と同様に給食費負担軽減交付金の対象に拡充されるよう、国や県に対して要望していきます。

そして、今後も幼小中の給食費無償化を継続していく方針のもと、必要な財源

の確保に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

その交付金の方が臨時交付金になるので、見通しがまだ分からないということになりますので、是非、周辺の市町と連携しながら、県や国への働きかけを積極的にお願ひできればと思います。また、第7次総合計画でも基本構想の中で、四つの基本政策の第1で、安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくりと掲げられております。給食費無償化はその政策を後押しするものになります。今後も引き続き、今お願ひしたような流れを継続して欲しいと思います。また、ご存知のとおり、毎年予算は使い道が決まっているものがほとんどになりますので、何か新しいことに挑戦するのが難しいのが事実である事は深く承知しております。ですので、国や県の補助金、こちらの動向に敏感になりながら、また、積極的な働きかけをしていくことが非常に重要な取組になります。1月に、そういえばということなんですけど多度津町立多度津小学校で開催されました公開研究会、こちらに参加させていただきました。こちらは、ICTを有効活用した個別最適な学びと共同的な学びの一体的な事業の取組を観覧させて頂いたんですけども。例えば議場とか委員会で、個別最適な学びとか、共同的な学びっていうキーワードは聞いてはいたんですけども実際にその現場に立ち合うと、物すごい教育が今行われてるんだなっていうのは、その時に、この肌身で感じさせていただきました。多度津中学校でも昨年、GIGAスクールの公開授業が行われましたが、我々が子どもの頃では、考えもしなかったような教育環境が現在、多度津町では構築されています。そのためにも例えば、福祉部門とも協働しながら、本町の児童生徒が健やかに暮らせるまちづくりというものを引き続き、今これだけ頑張ってますので、これが継続できるように事業推進の方をお願ひできればと思います。

それでは、次の2つ目の課題と言いますか、質問に移ります。昨日と少々重複するところもありますが、AIデマンド型交通「たどつmobi」の実証実験について取上げます。昨年10月より国の共創モデル実証運行事業補助金を活用して、AIデマンド型交通「たどつmobi」の実証実験が始まりました。こちらの補助金を活用した実験は、一旦終了となり、実証実験の精査がこれから始まるかと思えます。令和8年度も引き続き、実証実験を継続すると伺っていますが、こちらについて質問させていただきます。

初めに、10月から2月までの登録者及び延べ利用回数、実施日を月別にお示し頂けますでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の令和7年10月から令和8年2月までの会員登録者数や利用回数などについてのご質問に答弁をさせていただきます。

実証運行に関する各種数値については、現時点では令和8年1月分の数値まで集計しており、2月分の数値につきましては、集計が完了していないため、令和7年10月から令和8年1月末までの4か月間の数値でお答え致します。

まず、「たどつmobi」の会員登録者数については、令和8年1月末時点で合計238名の方に登録を頂いております。この会員登録における各月の新規登録者数につきましては令和7年9月が88名、10月が59名、11月が26名、12月が20名、令和8年1月が45名でした。

次に4か月間の運行実績の概要につきましては、土日及び祝日と12月29日から1月3日までの年末年始を除いた総運行日数79日に対して総運行回数が777回、延べ利用者数が904名となっております。

この運行実績における各月の利用状況につきましては、令和7年10月が運行日数22日に対して運行回数155回、利用者数183名でした。11月が運行日数18日に対して運行回数172回、利用者数211名でした。12月が運行日数20日に対して運行回数231回、利用者数259名でした。令和8年1月が運行日数19日に対して運行回数219回、利用者数251名でした。

なお、利用者数が会員登録者数を上回っておりますが、これは「たどつmobi」の特徴として新規利用者の利用に対する心理的なハードルを少しでも下げするため、利用に際しては会員登録を必須としていないことによるものであり、会員以外の方からも多く利用頂いている状況です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、町長が最後に言及したところが非常に面白いなと思ったんですが、新規利用者の利用に関するハードルを下げるためということで、会員登録を必須としていないことが、効果的に機能してるっていうご紹介がありました。「たどつmobi」はその都度の払いになりますので、サブスクリプションのようなサービスじゃないんですけども、会員登録のようなサービスを利用するってことに抵抗がある層というのは一定数いますので、これは非常に面白い挑戦だなと改めて驚きました。ですので、そういった創意工夫を今後も積み重ねて頂きたいんですけども。今、やっと実験が終わったところで、なかなか難しいかと思うんですけども現段階での手応え、あるいは、ざっくりした総括。そういったものが、お示し頂けるようでしたら、お願い出来ますでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の実証実験の総括についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの議員のご質問にもありますとおり、今回の実証実験の実施にあたっては、令和7年度より新たに創設された国土交通省所管の「交通空白解消緊急対策事業」を活用しており、その補助対象経費としては令和8年2月中に支出が完了する費用までが補助の対象とされているため、令和8年1月末までの実証

運行が制度上の補助対象事業となっております。

しかしながら、当該事業においては将来的な本格導入を前提として進めており、今後も切れ目なく事業を行っていくことで、継続的に認知度向上と利用促進を図っていく必要があると考えております。加えて、本格導入に向けてできるだけ正確で検証可能な実証実験データを収集し分析することも重要であることから、令和8年度末までを一つの区切りとしつつ、今後も実証運行を継続して行っていくこととしております。

そのため、実証実験全体の総括については、これまでお知らせしてきたとおり、一旦、令和8年3月までの運行実績を取りまとめ、その効果を検証した上で、令和8年6月定例会において、ご報告させて頂く予定としております。

現時点では4か月間、約800回の運行を事故なく行うことができていること、運行回数が0回の運行日がないこと、利用者数が増加傾向にあることなどの状況を鑑みますと地域交通の定着に向けて実証実験が順調に進んでいると判断しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

なかなかお示ししにくいところ、概要の方も有難うございました。

ちょっとここで注目したいのが、こちらの事業もなかなか短い期間で立ち上がった事業になりますので、ひょっとすると運行回数がゼロになるのも何回か出てくるのかなと思ったんですが、皆様が周知や利用促進に取り組んで頂き、切れ目なく事業が行われたこと、今、有難うございますと言う他はありません。まだ事故が、まだって言いますか起こってないことも有難く思います。ですので、こちらに関しては、先行事業で事故があったケースなんかを調査研究して頂いて、本町でも絶対ないというものではありませんので、どういう対応がベストかっていうところも、また、研究して頂ければと思います。

そこで、利用に関して私も色々アプリの登録を教えてくれとか、特に高齢者の方なんか多いんですけれども、例えば高齢者などの利用促進については、スマートフォンの使い方を含めたデジタルデバイドがハードルになっているように思われるんですけれども、こちらは町としてどういう風に取り組まれているのでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の高齢者の利用促進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、「たどつ mobi」で採用しているシステムはアプリでの利用を基本としており、スマートフォンの操作等に慣れていない一部の高齢者の方にとっては、アプリでの予約などに少なからずハードルがあるものと認識しております。今回の実証実験の実施に当たっては、デジタルデバイド対策を重要な取組と位置付けており、その一環として実証運行開始時点からコールセン

ターを設置し、電話で予約を受け付けられる体制を構築しています。また、老人健康施設「湯楽里」での説明会やスマホ教室参加者を主な対象者とした説明会も実施し、高齢者の方を中心とした参加者に対して、アプリのインストールから予約方法まで、できる限りマンツーマンで丁寧な説明を行える機会も設けております。さらに、その他の取組として紙のガイドブックも作成しており、アプリでの予約が難しい方については、先ほど申し上げた説明会などにおいて、自宅周辺の乗降スポットやよく利用される乗降スポットなどの聞き取りを行い、その乗降スポットを紙のガイドブックに直接メモするなどの対応も行っております。加えて、一部の利用者の方からガイドブックの文字を大きくして欲しいとの要望を頂きましたので、紙のサイズや文字を大きく見やすくしたエリアマップ拡大版も作成致しました。なお、この拡大版のマップについては、役場庁舎エントランスや窓口に設置するとともに町公式ホームページや SNS で発信したり、必要な方に対しては配布を行ったりしています。

今後も「たどつ mobi」が誰もが使える地域交通として確立できるよう、デジタルデバイド対策を含め、説明会の継続的な実施や分かりやすい情報発信に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

非常に丁寧な利用促進の状況を聞かせて頂きまして、引き続き創意工夫を重ねて頂きたいと思えます。昨日の答弁でも高齢者の利用が7割と非常に多いんですが、それ以外の層にも一定の需要があるということを伺っております。で、確かにお子さんとか子育て世帯の方にも、高齢者だけじゃなく、利用業の促進をお願いしたいと思えますので、福祉タクシーの新年度分には案内を付けるのと伺っているんですけども例えば母子手帳の交付であるとか、学校ではちょっと難しいと思うんですけど、学校でも何か共同学習の中で、こういうサービスが多度津町にはあるよっていうのを子どもさんに直接知ってもらってということも、利用促進につながるかと思えます。そのためには、本当に各課横断で一旦協議して、その課で取り組める利用促進っていうものを是非研究して頂ければと思います。

そこで、次年度以降の取組について質問しようと思うんですが、令和8年度の事業概要について、お示し頂けますでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の令和8年度の事業概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。デマンド型交通の実証実験については、多くの自治体において2年から3年程度の期間をかけて実施し、その期間中の効果を検証しながら、適宜、運行内容などの見直しや変更を行っております。

本町における実証実験については、開始初年度である現在の実証運行の期間を

令和7年10月から令和8年3月までの6か月としていますが、令和8年度も引き続き、実証運行を行い、中長期的な効果検証を行っていきたいと考えております。

なお、令和8年度に予定している次期実証実験においても、先ほど答弁しました国土交通省所管の「交通空白解消緊急対策事業」を活用する予定としております。ただし、当該補助金を継続して活用するためには、過年度に採択された事業内容から運行の拡充や見直しなど発展的な変更を加えることが採択の条件とされております。

今後、運行事業者や四国運輸局などの関係機関との協議も行った上で、現在行っている実証実験を踏まえつつ、車両の増車や運行時間の拡大なども視野に入れながら、次期実証実験の内容をしっかりと精査していきたいと考えております。

なお、現時点では令和8年4月から次期実証実験開始までの間は、現在と同じ運行内容で実証運行を継続する予定です。

国の当該補助金の採択及び関係機関との協議が整った後に次期実証実験として改めて運行内容を変更したいと考えており、詳細な変更内容や開始時期などが決定しましたら、これまでと同様に議会に遅滞なくご報告したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

有難うございます。過年度に採択された事業内容から運行の拡充や見直しなど発展的な変更を加えることが必須になってくるということなのですが、その意味では昨年、町内の医療法人様より「たどつ mobi」車両購入のための寄附金を頂戴致しましたが、大変有難いことです。新年度以降、こちらの活用で2両体制という意味では拡充がスムーズに行われるものだと思いますが、こちらの導入スケジュールについては、今時点でどうなっていますでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の2台目の車両導入スケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の2台目の車両導入については、町内の医療法人よりご寄附を頂いたことから、今回の補正予算において当該寄附金を充当財源として、車両1台分の購入費用を歳出予算に計上しております。

当該車両の発注等に係る契約行為を進めるにあたっては、まずは補正予算の議決を頂く必要があることから、現時点では納車のスケジュールは未定となっております。

なお、昨今、国内の自動車の受注・生産状況が非常に不安定であることから、年度内での納車は非常に困難であると想定されますので、当該補正予算におい

ては、歳出補正予算と併せて繰越明許費も計上しております。

今後、議案審議において議決頂けましたら、発注などの必要な事務手続を適切に進めていきたいと考えております。

また、当該車両が納車される際には、寄附者の方へのお礼として寄附者の方をお招きして納車式を執り行いたいと考えておりますので、詳細が決定致しましたら改めてご報告させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、本当に新車の納品が見通しにくい中、なかなか大変だと思っておりますが、スムーズにいくように取り組んで頂ければと思います。

そこで関連した質問ですが、2両体制でのAI デマンド型交通の実証実験が始まりますと利便性の向上が認められます。現状での目標、あるいは期待する数値などありましたら、お示し頂けますでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の今後の目標や期待する数値についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本事業の最終的な目標としては「たどつmobi」を本町に相応しい地域交通として確立した上で、現在の実証実験段階から本格導入に移行するとともに本格導入後も持続可能な地域交通として事業を継続し、将来にわたり住民の方の移動ニーズにお答えしていくことであると考えております。

また、地域交通については、AIデマンド型交通のみで完結するものではないと認識しております。「たどつmobi」を地域交通の柱としながら、福祉施策における移動支援をはじめ移動に関する各種施策と「たどつmobi」が、相互に補完し合える環境を整えるとともに、将来的には定住自立圏内での広域連携も視野に入れながら検討を進めることで、本町に住む全ての方が日常の移動に不安を感じることなく、安心して暮らし続けることが出来るまちを目指しています。

そのためには、まずは先ほど答弁したように令和7年度末までを一つの区切りとして実証運行の効果検証を行いながら、令和8年度も実証運行を継続するとともに次期実証実験の際には、ご寄附頂きました2台目の車両も活用し、適切かつ柔軟に運行内容の見直しや変更を行っていききたいと考えております。

次に期待する数値については、これまで本町では行政としてコミュニティバス等の地域交通の提供を行っておらず、今回の「たどつmobi」が初めて提供する地域交通となります。そのため、例えば他自治体のようにコミュニティバスからデマンド型交通へ移行した場合の利用者数や運行費用の増減など定量的に比較できる数値を設定することは難しい状況にあります。

今後は、実証運行の効果検証を行う中で、運行データの分析やそれに伴う課題の洗い出しなどを行い、2台運行を前提とした次期実証実験の検討をまずは、進

めていきたいと考えております。その際は利用者からのご意見はもとより、四国運輸局や伴走支援業務を委託している事業者の知見なども傾聴しながら、また、他の地域の先進事例なども参考とすることで長期的な地域交通の目標や目指すべき数値についても本格導入に向けて検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、なかなかこれも示しにくいところを丁寧にお話し頂き、有難うございます。今の答弁の中で、例えば福祉施策における移動手段をはじめ、移動に関する各種施策と「たどつmobi」が相互に補完し合える環境を整える必要性であるとか将来的には定住自立圏内での広域連携を視野にしたいというお話がありました。「たどつmobi」が始まった時にも丸亀市まで行けると便利ですよっていう話があったかと思うんですが、まず現状では、町内での移動手段の確保というところにリソースを注ぎながら、例えば、現状では他市町に出るには、福祉タクシーを利用してもらうような案内、声掛けをすとか、福祉タクシーにしても使わない人は使わないまま、1年過ぎるケースが多くありますので、そういう使い分けなんかも一緒に少しだけでも声を掛けて頂ければ、「たどつmobi」が走らなきゃいけないところを他の施策で到達できるところ、これを組み合わせることで利便性は向上していくものではないかと思えます。また、定住自立圏内での広域連携についても、こちらが行きたいと言いましても相手のあることです。お互いの経済圏の活動に干渉することにもなりますので、非常にデリケートな問題かと思えます。実証実験が一段落して、事業が開始した後ぐらいになるかと思えますが、そこでまた、近隣市町とじっくり話をしながら、できる事と出来ない事があるかと思えますので、そこを取り組んで頂ければと思えます。

そこで、数値に関してもなかなか事業自体が初めてですので、示しにくいというところは非常によく分かるんですけども、給食費の問題もそうなんですが、対象児童数が何名とかいう数値で議会や行政では議論されることが多いんですけども、そこで一つだけちょっと留意したいなっていうことをお話して一般質問を終わろうと思えます。

例えば現在の我々の仕事環境っていうものが、例えばこれ、言葉どおりなんですけど「会議のための会議」のごとき『クソどうでもいい仕事』、これ、英語で「ブルシット・ジョブ」で言うんですけども、がほとんどではないかと指摘したのが、人類学者のデイヴィッド・グレーバーです。彼はこの官僚制についても『官僚制のユートピア』という本を著しているんですけど、彼は、官僚の業務として契約や規則を巡るペーパーワークや事務手続きに注目します。こうした「Rules」（グレーバーは官僚制を「Bureaucracy」ではなく「Rules」とい

う語を当てるんですけども) 確かにこのペーパーワークというものは「合理性」「効率性」「管理運営」といった美德があり、それが行政運営の公平さを担保するものです。しかしながら、「合理性」とか「効率性」「管理運営」といった概念がそれ自体として目的化してしまうと、クリエイティブとしての創造、イマジネーションとしての想像のような価値に関わる営みが従属的に位置付けられてしまう。これが現代社会の実相であり、本末転倒なのじゃないかと指摘しています。

そこで必要なことを彼は「他人の動機や感覚を解読する努力」だと指摘しています。

すなわち我々の仕事に置き換えれば、ペーパーワークに記された記号や数値が何を示しているのかということです。その記号や数値は、生きている人間そのものを表彰している。と言っても過言ではありません。その意味では、数値を数値として処理するのではなく、生きている人間として尊重していくことが、未来を開いていくのではないかと思います。

本町では、お役所仕事と揶揄されるような事業展開ではなく、住民一人一人に寄り添ったサービス、こちらが提供出来ているものと理解していますが、あと1ミリでも寄り添うことができれば、すなわち他人の努力や感覚を解読する努力、これを少しだけ寄り添うことができれば、より住みやすい地域へと変わっていくのではないかと思います。「たどつmobi」の高齢者の取組でも拡大版のマップに書き込みを入れるっていうことそのものが、そうした行為だと思います。そうした住民に寄り添った行政運営をお願いしまして、2番、氏家 法雄の一般質問を終わります。有難うございました。